



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

9

2019

トピックス 賃金不払残業に関する監督指導 支払われた割増賃金の平均額は1企業当たり711万円

厚生労働省から、令和元年（2019）8月8日に「平成30年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成30年4月から平成31年3月までの期間に不払いだった割増賃金（残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

●是正企業数⇒1,768企業（前年度比102企業の減）

うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、228企業（前年度比34企業の減）

●支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり711万円、労働者1人当たり11万円

厚生労働省は、今回の監督指導の対象となった企業の事例もいくつか紹介しています。

例えば、次のようなケースもありました（小売業の事例）。〈出典：厚生労働省HP〉



賃金不払残業の状況

- ◆過重労働解消相談ダイヤル（※）に寄せられた違法な長時間労働が行われているとの労働者の家族からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。
- ◆会社は、自己申告（労働者が残業申請書を提出し、上司が承認）により労働時間管理を行っていたが、自己申告の記録と警備システム記録とのかい離から、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

※ 厚生労働省では、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、無料電話相談を実施している。相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労基署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っている。

企業が実施した解消策

- ◆会社は、警備システム記録や労働者からのヒアリングなどを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
- ◆賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
 - ①経営トップが賃金不払残業解消に取り組む方針を打ち出すとともに、全店舗の店長が出席する店長会議において、同方針の説明を行った。
 - ②店長が定期的に、労働時間の記録と警備システム記録を照合してかい離がないかを確認し、かい離があった場合は、その理由を確認するとともに、本社の総務担当者がダブルチェックを行うこととした。
 - ③全労働者に対し、残業申請書に正しい残業時間を記載した上で提出を行うことなどについて研修を行った。

★ 上記のように、労働者の家族からの相談で監督指導が行われるケースもあります。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。

トピックス 雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

令和元年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

* 高年齢雇用継続給付は、雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。

<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和元年 7 月 31 日まで : 360,169 円 → 令和元年 8 月 1 日から : **363,359 円** (補足) その他、下記の _____ の金額も変更

確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月 (一暦月) について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60 歳到達時等の賃金の月額」に比べ 61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

- 支給対象月の賃金が「60 歳到達時等の賃金の月額」に比べ 61%以上 75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額 (**363,359 円**) 以上であるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、**2,000 円**を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60 歳到達時等の賃金の月額は、**476,700 円**を上限とし、**75,000 円**を下限とする。

★ 高年齢雇用継続給付の支給額の仕組みは複雑です。しかし、その仕組みを把握していれば、労働者の総収入 (給付の額 + 賃金) が減らないようにして、賃金やこれに付随する社会保険料の支出を軽減することも可能となります。詳細については、気軽にお尋ねください。

トピックス 令和元年度の地域別最低賃金 東京・神奈川では 1,000 円突破へ

令和元年 7 月に開催された「中央最低賃金審議会」で、令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安が示され、地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果が取りまとめられました。

- 今年度の目安で示された引上げ額は、最高 28 円 (A ランク) ~ 最低 26 円 (D ランク)、全国加重平均では「27 円」(昨年度は 26 円)。
 - ・ これは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額。
 - ・ また、全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると 3.09% (昨年度は 3.07%)。
- 今後は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定。

★ 目安どおりに改定されると、地域別最低賃金の全国加重平均は、901 円 (現行は 874 円) となります。また、最も高い東京都は 1,013 円 (現行は 985 円)、それに次ぐ神奈川県は 1,011 円 (現行は 983 円) となり、初めて 1,000 円を超える地域が誕生することになります。なお、目安を上回る引上げ額が 19 県となりました。最低賃金の適用時期は、10 月 1 日から上旬までの間に順次発効される予定です。

お仕事 カレンダー 9月



9/10

- 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7 月決算法人の確定申告と納税・翌年 1 月決算法人の中間申告と納税 (決算応当日まで)
- 10 月・翌年 1 月・翌年 4 月決算法人の消費税の中間申告 (決算応当日まで)

スタッフアンケート

今月のお題は、「最近あった楽しかったこと」です。行楽の秋、連休も2週連続であったりするので、何か楽しいことがあったのではないのでしょうか。

木村：娘と恒例のぶどう狩り。1,000円ちょっとで、巨峰狩り、梨狩りできました。糖尿病に気をつけないと。。

五味：スタッフ一同、笑顔でいられたこと。

池上：子供が諏訪湖よさこいで踊りました。今年は、特に思い入れが強かったので賞が取れて(実質6位くらいなのですが)とても嬉しかったです。充実しました！

川城：新婚旅行(北海道に行ってきました。食べ物が美味しくて太ってしまいました…)

武井：2泊3日でのキャンプで、BBQ、イワナつかみ、ピザ作り、クレープ作り、流しそうめん、イベント盛りだくさんのキャンプで楽しかったです！

濱：人生初のぶどう狩りです。子供は食べるきりで採ることはしませんでした。結構楽しかったです！

高野：三連休に山中湖に行ってきました。景色を見ながら湖畔を散歩したり、以前から行きたかった素敵なカフェに行ったりと、とても楽しかったです！

両角：育児休業中

小坂：静岡まで遊びに行ったのが楽しかったです。日帰りでしたが、おいしいお刺身を食べて綺麗な海も見ました。お刺身苦手でしたが、最近克服してきたかもしれません…！

宮坂：今から50年以上前に一緒に働いていた人たちと一泊で思い出会をやり、懐かしい面々に会えた事。顔は少し年取っていたが話しているうちに昨日まで一緒にいたような錯覚になった。

◆あとがき◆

朝晩めっきり涼しくなり、秋っぽくなってきました。諏訪湖端では“ウンカ”が舞い踊り、白い壁を黒っぽく彩っています。

いよいよ今年も3か月余りとなりました。労働法の感覚だと、4月施行の法律が多いため、あと半年で「時間外労働の上限規制」が施行となる、という感覚です。

もう数年前から残業を減らそう、という風潮が現れはじめたおかげで、特別条項を超えてしまうという企業は、だいぶ減ってきているのではないかという感じを受けます。とはいえ、残り半年で対策を講じていかなければならない企業の方もまだまだいらっしゃるのではないのでしょうか。

生産性の向上を目指さないで、単純に、早く帰れ！では問題の解決にはならない、ということはもう世間の共通認識だと思います。「生産性の向上」言うは易し行うは難し、ですね。

ただ、一つ企業としては、今後の人口激減に備え、人材(人手)は確保しておく必要はあるのではないかと思います。お聞き及びかとは思いますが、“人手不足倒産”というのは実際に起きています。人が減れば仕事も減るかもしれませんが、人手不足倒産まではいかずとも、仕事はあるのに人がいないというのは、中小企業のお客さんと話していて常に出る話題です。

求人媒体に高いお金を払って募集するのも悪いわけではないですが、せっかく高いお金をかけても、肝心の自社が「いい会社」でなければ人は集まりませんし、むしろ減っていきます。よりいい会社で働く方が、みんないいに決まっているからです。

まずは自社が世間でいうところの「いい会社」なのか、再確認してみませんか。そして、当然「いい会社」ならその維持・持続を、もしそこまで「いい会社」でないなら今のうちにこっそりと「いい会社」になるように動き始めましょう。弊社では、そのどちらもお手伝いができるよう様々なサービスを予定しています。

令和3年4月の「同一労働同一賃金」まで、あとわずか1年半となりました。この時までには、ある程度の対策を講じておきたいものです。

「スタッフアンケート」にも書きましたが、今年も、娘と、恒例の「ぶどう狩り」に行ってきました。

正確には“巨峰狩り”。

1000円ちょっとで巨峰食べ放題、梨狩り付き。

でも、そんなに食べられるものではないですね。

そして、ぶどうは糖分たっぷり。この年になってくると、糖尿病にも気をつけないといけなし。

ですが、美味しかったので良かったです。来年も行きたいです。行かれるよう、身体も普段からケアしておかないといけませんね。





すっかり秋らしく なりました。

栗がみおちて 落ちて いるのを見ました。

知り合いから 新米も もらいました。

昨日 お寺の役目の仲間と 女神湖
の ホテルに お食事会に 行ってきました。

お腹いっぱい ごちそうを たべて 3人
だけで ゴンドラリフトに のって 上に行て
みました。

美ヶ原や北アルプスが見え とても
いい ながめでした。

往復のチケットを買って来たのに一緒に
いた 女生は この ゴンドラの下の
スキー場を歩いて 降りてみない? と言うのです。
75才くらいなのに 私より 元気な人です。
私は「足がわらって 転んで クマにお尻
かじられたら 困るから やめとくれ」という
訳で 降りも みんな ゴンドラで 下りて
ました。

ホテルのテラスで コーヒーを
飲んで みんなと 合流。

好天の中 いい1日でした。

話は別ですが 9月の初めに 昔(50年前)
働いていた セイコーの時計工場の人たちと
想い出会を やりました。

知ってる限りの住所へ 往復ハガキを
送って 送りました。

50人以上おしよけに 参加者は 15
欠席 25 でした。

お寺の 何となく 来たの 10

ホテルの予約や写真の 印刷 何となく 自分が
やって 会は 成功しました。

50年ぶり 会ったのに しゃべっていると
この間まで 一緒に いた ような 気が
するのです。

何しろ 500人以上も いたのですから
連絡とれる人は 少ないです。

これで 最後だから 首を
さげると 言いに来たよという
人も いました。

来ない人の中には 病気や 手術
体調よくない人が 多かったです。

そういう 年ごろ なのです。